

令和8年度 水質検査計画



野々市市 建設部 上下水道課

はじめに

安全な水道水を供給するため、水道法第20条で、水質検査の実施が義務づけられています。また、水道法施行規則第15条で、水質検査計画を毎事業年度開始前に策定し、公表することが規定されています。

本市では、住民の皆さまに安全でおいしい水を飲んでいただくために、水源から浄水処理を経て、各家庭等の給水栓(蛇口)に至るまで定期的なきめ細やかな水質検査を行い、水道水の水質管理に努めています。

水質検査計画とは、一年を通してこれらの検査を「どの場所で」「どのような項目について」「どれくらいの頻度で」行うかなどの計画を表したものです。

本市では、水質基準に適合した安全な水道水をお客様にお届けするため、水質検査計画に基づき検査を実施し、その検査結果を本市ホームページで公表します。

水質検査計画は過去の水質検査結果を踏まえ、以下の内容で作成しています。

内容

1	基本方針	2
2	水道施設の概要	2
3	水道の原水及び浄水(給水栓水)の状況	3
4	水質検査の項目、頻度、地点	3
5	水質検査の方法	4
6	臨時水質検査	5
7	水質検査結果の評価	5
8	水質検査計画及び検査結果の公表の方法	5
9	関係機関との連携	6

1 基本方針

水道水の安全性・快適性を確保するために水源から給水栓(蛇口)までの水質検査を行い、継続して監視することが必要かつ重要です。

以上のことから基本方針は次のとおりとします。

(1) 水道法で義務づけられている検査

給水栓の水道水が水質基準に適合していることを確認するため、水道法に基づく毎日検査、毎月検査、全項目検査(水質基準 52 項目)を行います。水道法施行規則及び厚生労働省通知に基づき、検査地点、検査項目及び検査頻度を決めます。

(2) 水質管理上必要な検査(独自で行う検査)

原水、浄水及び給水栓水について、浄水処理及び配水管路システムが適切に機能していることを確認するため、水質基準項目と水質管理目標設定項目(24 項目)のほか水質管理上必要な項目について検査を行います。

(3) 安全を確保するための水質監視

各水源(配水系統毎)及び各配水区管末において自動水質監視装置による 24時間連続測定による監視を行います。

2 水道施設の概要

(1) 東部配水区

高橋町にある東部浄水場から、配水ポンプにより配水される区域で、5箇所の取水井戸より、1日約 6,100m³ 取水し、本市東部の本町地区^{ほんまち}を中心に配水されています。

(2) 南部配水区

新庄2丁目にある南部・北部浄水場から、配水ポンプにより配水される区域で、7箇所の取水井戸及び石川県水道用水事業より、1日約 8,100m³ 取水し、本市南部の富奥地区^{とみおく}を中心に配水されています。

(3) 北部配水区

新庄2丁目にある南部浄水場から、自然流下により配水される区域で、水源は南部配水区と共有し、1日約 3,500m³ 取水し、本市北部の御経塚地区^{おきょうづか}を中心に配水されています。

表 1 施設概要

浄水場	東部浄水場	南部・北部浄水場	
配水区	東部配水区	南部配水区	北部配水区
原水の種類・数	深井戸 5 箇所	深井戸 4 箇所 県水道用水	深井戸 3 箇所
浄水方法	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒
管理上留意すべき項目	濁度・農薬・ 化学物質	濁度・農薬・ 化学物質	濁度・農薬・ 化学物質

表 2 給水状況（令和 6 年度）

項 目	内 容
行政区域内人口 (A)	58,164 (人)
給水人口 (B)	57,716 (人)
給水栓数	20,208 (件)
普及率 (B / A)	99.9 (%)
年間配水量 (C)	5,829 (千 m ³)
年間有収水量 (D)	5,812 (千 m ³)
有収率 (D / C)	99.7 (%)

3 水道の原水及び浄水(給水栓水)の状況

(1) 原水

水源には深井戸、県水道用水があります。

① 第1号～第6号水源(東部浄水場)

蒸発残留物、遊離炭酸がやや多いほかは安定しています。

② 第7～第13号水源(南部・北部浄水場)

カルシウム・マグネシウム等、蒸発残留物及び遊離炭酸がやや多いほかは安定しています。

(2) 浄水(給水栓水)

浄水の水質は、すべて水質基準に適合しており、安全です。過去 3 年間(令和 5～令和 7 年度)における給水栓での水質検査結果は別表1-1～1-3 (P7～9)のとおりです。数値は過去 3 年間の最高値であり率は水質基準値に対する割合を示しています。

① 東部配水区管末

蒸発残留物、遊離炭酸がやや多いほかは安定しています。

② 南部配水区管末

カルシウム・マグネシウム等、蒸発残留物及び遊離炭酸がやや多いほかは安定しています。

③ 北部配水区管末

カルシウム・マグネシウム等、蒸発残留物及び遊離炭酸がやや多いほかは安定しています。

4 水質検査の項目、頻度、地点

定期的な水質検査には、水道法で義務づけられている検査[下記(1)～(3)]と、水道水の安全性を確保するために必要な検査及び試験[下記(2)～(5)]があります。

野々市市が行う定期的な水質検査は表3のとおりです。具体的な検査地点は別図2 (P13)に示します。

(1) 毎日検査項目 (1日1回以上、浄水で3項目)

各配水区の給水栓で、配水管末水質監視装置により色度、濁度及び消毒効果(残留塩素)を24時間連続監視します。

(2) 毎月検査(月に1回、9項目)

原水、浄水(各配水区給水栓)で、水質を確認するために必要な一般細菌、大腸菌、味、臭気、色度、濁度、鉄等の金属類9項目を基本に、水質管理上必要な項目を加え、検査を行います。

(3) 全項目試験(原水で1回/年、浄水で4回/年)

原水、浄水(各配水区給水栓)で水質基準52項目に基づき検査を行います。原水で年に1回、浄水で年に4回季節ごとの水質状況を把握します。

(4) 水質管理目標設定項目(原水、浄水で1回/年)

水質検査に準じてその検出状況を把握し、水道水質管理上留意しなければならない項目として目標値が定められており、検査を行います。

(5) 指標菌(クリプトスポリジウム)検査(原水で4回/年)

病原性原虫であるクリプトスポリジウムの指標菌検査を、原水で年に4回検査を行います。

(6) 管理有用項目(原水で1回/年)

水質基準には規定されていませんが、水道の安全性を確認するために原水で年に1回独自で行います。

表3 野々市市 上下水道課が行う定期的な水質検査

定期的な水質検査	水道法で義務付けられている検査	毎日検査:3項目 検査地点:給水栓	色度、濁度、塩素 別表2-1参照
		毎月検査:9項目 検査地点:各水源井、給水栓	別表2-1参照
		水質基準項目:52項目 検査地点:給水栓	別表2-1参照
	水質管理上必要な検査	水質管理目標設定項目:24項目 検査地点:各水源井、給水栓	別表2-2参照
		独自で行う項目:3項目 検査地点:各水源井等	別表2-3参照

注)採水箇所は別図2参照

5 水質検査の方法

(1) 水質検査の方法

水質基準項目の検査方法は、水質基準に関する省令に基づき告示された「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により行います。

なお、今年度の水質検査の委託先は下記の検査機関です。

株式会社 北陸環境科学研究所金沢営業所 厚生労働省大臣登録機関第162号

(2) 検査委託の内容

毎日検査項目については、本市上下水道課にて実施(自動計測機による各配水管末の24時間監視)し、それ以外の野々市市上水道事業で実施する定期及び臨時の水質検査において別表2-1～2-3、及び別表3の項目で委託します。

6 臨時水質検査

次のような異常があり、水道水が水質基準に適合しないおそれがある場合には、臨時の水質検査を実施し、水道水の安全を確認します。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系伝染病が流行しているとき。
- ④ 供給過程において異常があったとき。
配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されるおそれがあるとき。
- ⑤ その他必要があると認められるとき。

7 水質検査結果の評価

検査の結果、基準値を超えていた場合には直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を確保するために必要な対策を講じます。また、必要に応じて検査頻度を増やして監視を強化します。

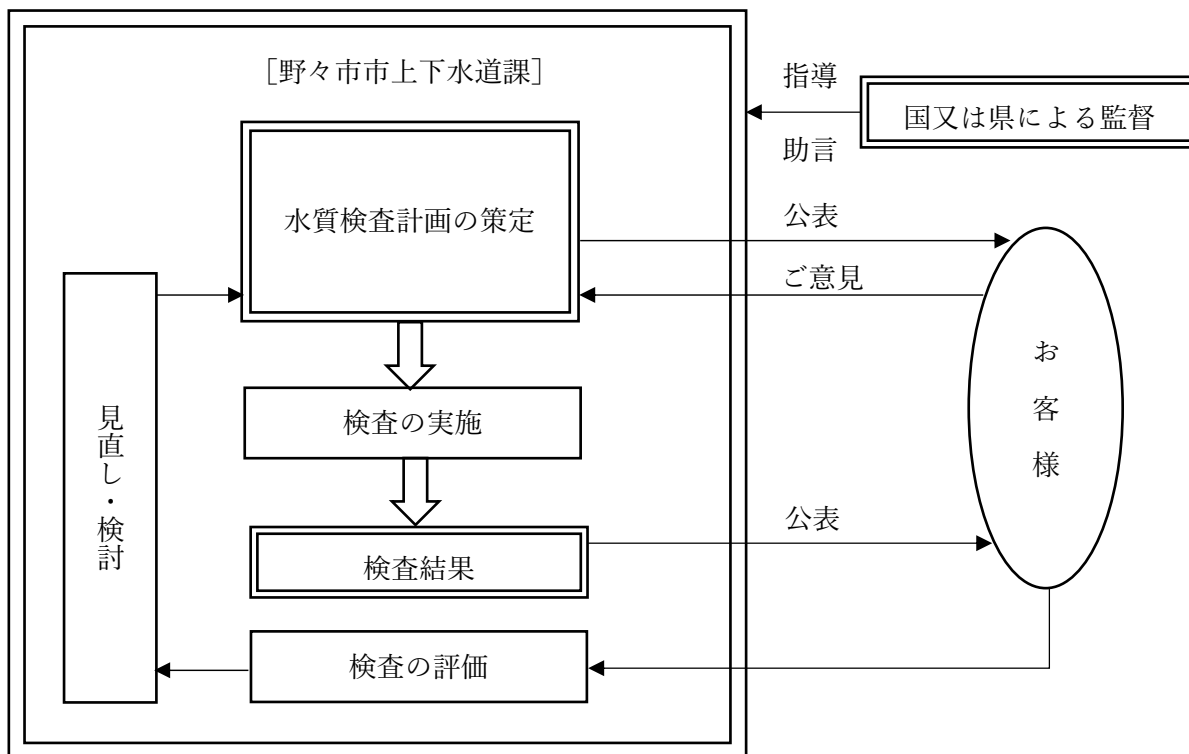
また、検査地点毎にその検査結果を統計的に従前のものや基準値等と比較し、次年度検査計画における検査項目や検査頻度に反映します。

8 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

水質検査計画は、事業年度開始前に作成し、ホームページで公表します。

水質検査計画により実施した給水栓水の水質検査結果は、年度ごとのデータをホームページで公表します。

図 1 水質検査計画の概念図



9 関係機関との連携

水質汚染事故や水系統感染症の発症などがあつたときは、国土交通省や環境省、石川県生活環境部などの関係機関と情報交換するとともに、連携して迅速に対策を講じます。また、受水先である石川県水道用水供給事業(石川県手取川水道事務所)とも連絡を密にし、水質異常に即応できるよう体制を整えています。

別表1-1 北部配水区管末での水質状況

番号	省略不可	水質基準項目	基準値 R6年度	単位	①過去3年 (R4~R6)の 最高値	過去3年の 水質基準値 に対する割合
1	◎	一般細菌	100	個/ml以下	0	0.0%
2	◎	大腸菌	陰性であること		陰性	
3		カドミウム及びその化合物	0.003	mg/L以下	0.0003未満	
4		水銀及びその化合物	0.0005	mg/L以下	0.00005未満	
5		セレン及びその化合物	0.01	mg/L以下	0.001未満	
6		鉛及びその化合物	0.01	mg/L以下	0.001未満	
7		ヒ素及びその化合物	0.01	mg/L以下	0.001未満	
8		六価クロム化合物	0.02	mg/L以下	0.001未満	
9	○	亜硝酸態窒素	0.04	mg/L以下	0.004未満	
10	◎	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/L以下	0.001未満	
11	○	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/L以下	1.5	15.0%
12		フッ素及びその化合物	0.8	mg/L以下	0.05	6.2%
13		ホウ素及びその化合物	1.0	mg/L以下	0.02未満	
14		四塩化炭素	0.002	mg/L以下	0.0002未満	
15		1,4-ジオキサン	0.05	mg/L以下	0.005未満	
16		シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/L以下	0.0005未満	
17		ジクロロメタン	0.02	mg/L以下	0.0005未満	
18		テトラクロロエチレン	0.01	mg/L以下	0.0005未満	
19		トリクロロエチレン	0.01	mg/L以下	0.0005未満	
20	◎	ペルフルオロオクタン sulfon 酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン 酸 (PFOA)	0.00005	mg/L以下	R8年度より項目に追加	
21		ベンゼン	0.01	mg/L以下	0.0005未満	
22	◎	塩素酸	0.6	mg/L以下	0.06未満	
23	◎	クロロ酢酸	0.02	mg/L以下	0.002未満	
24	◎	クロロホルム	0.06	mg/L以下	0.005	8.3%
25	◎	ジクロロ酢酸	0.03	mg/L以下	0.003未満	
26	◎	ジブromクロロメタン	0.1	mg/L以下	0.0017	1.7%
27	◎	臭素酸	0.01	mg/L以下	0.001未満	
28	◎	総トリハロメタン	0.1	mg/L以下	0.01	10.0%
29	◎	トリクロロ酢酸	0.03	mg/L以下	0.004	13.3%
30	◎	ブromジクロロメタン	0.03	mg/L以下	0.0028	9.3%
31	◎	ブromホルム	0.09	mg/L以下	0.0005未満	
32	◎	ホルムアルデヒド	0.08	mg/L以下	0.008未満	
33		亜鉛及びその化合物	1.0	mg/L以下	0.005未満	
34		アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/L以下	0.02未満	
35	○	鉄及びその化合物	0.3	mg/L以下	0.03未満	
36		銅及びその化合物	1.0	mg/L以下	0.007	0.7%
37		ナトリウム及びその化合物	200	mg/L以下	10	5.0%
38		マンガン及びその化合物	0.05	mg/L以下	0.001未満	
39	◎	塩化物イオン	200	mg/L以下	11	5.5%
40	○	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300	mg/L以下	121	40.3%
41		蒸発残留物	500	mg/L以下	201	40.2%
42		陰イオン界面活性剤	0.2	mg/L以下	0.02未満	
43		ジェオスミン	0.00001	mg/L以下	0.000001未満	
44		2-メチルイソボルネオール	0.00001	mg/L以下	0.000001未満	
45		非イオン界面活性剤	0.02	mg/L以下	0.002未満	
46		フェノール類	0.005	mg/L以下	0.0005未満	
47	◎	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	mg/L以下	0.2	6.6%
48	◎	pH値	5.8以上 8.6以下		7.3	
49	◎	味	異常でないこと		異常なし	
50	◎	臭気	異常でないこと		異常なし	
51	◎	色度 (毎日)	5	度以下	0.5未満	
52	◎	濁度 (毎日)	2	度以下	0.1未満	
		遊離残留塩素 (毎日)	0.1	mg/L以上		
		水温				

- ・ 青字は毎月一回以上の頻度で水質検査を実施する項目
- ・ ◎は省略不可項目、<朱書番号>は省略可能項目であり、概ね3ヶ月に1回の頻度で水質検査を実施する項目。(水道法施行規則)
- ・ ○は石川県の指導による省略不可項目。
- ・ 省略可能項目<朱書番号>については、過去3年間の水質検査結果において、水質基準値の1/5以上であるときは、概ね3ヶ月に1回の頻度で水質検査を実施し、水質基準値の1/5未満であるときは、概ね1年に1回の頻度で水質検査を実施し、水質基準値の1/10未満であるときは、概ね3年に1回の頻度で水質検査を実施する。
- ・ 省略可能項目については、過去の検査結果が水質基準値の1/2を超えたことがなく、原水、水源、その周辺の状況、薬品及び資器材等の使用状況を十分考慮すれば水質検査を省略できる。また、水質検査を省略した項目は、概ね3年に1回の頻度で水質検査を行い、水道水質の状況の変化がないことを定期的に確認する。

別表1-2 南部配水区管末での水質状況

番号	省略不可	水質基準項目	基準値 R6年度	単位	①過去3年 (R4~R6)の 最高値	過去3年の 水質基準値 に対する割合
1	◎	一般細菌	100	個/ml以下	0	0.0%
2	◎	大腸菌	陰性であること		陰性	
3		カドミウム及びその化合物	0.003	mg/L以下	0.0003未満	
4		水銀及びその化合物	0.0005	mg/L以下	0.00005未満	
5		セレン及びその化合物	0.01	mg/L以下	0.001未満	
6		鉛及びその化合物	0.01	mg/L以下	0.001未満	
7		ヒ素及びその化合物	0.01	mg/L以下	0.001未満	
8		六価クロム化合物	0.02	mg/L以下	0.001未満	
9	○	亜硝酸態窒素	0.04	mg/L以下	0.004未満	
10	◎	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/L以下	0.001未満	
11	○	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/L以下	1.42	14.2%
12		フッ素及びその化合物	0.8	mg/L以下	0.05未満	
13		ホウ素及びその化合物	1	mg/L以下	0.02	2.0%
14		四塩化炭素	0.002	mg/L以下	0.0002未満	
15		1,4-ジオキサン	0.05	mg/L以下	0.005未満	
16		シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/L以下	0.0005未満	
17		ジクロロメタン	0.02	mg/L以下	0.0005未満	
18		テトラクロロエチレン	0.01	mg/L以下	0.0005未満	
19		トリクロロエチレン	0.01	mg/L以下	0.0005未満	
20	◎	ペルフルオロオクタンルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005	mg/L以下	R8年度より項目に追加	
21		ベンゼン	0.01	mg/L以下	0.0005未満	
22	◎	塩素酸	0.6	mg/L以下	0.06未満	
23	◎	クロロ酢酸	0.02	mg/L以下	0.002未満	
24	◎	クロロホルム	0.06	mg/L以下	0.0069	11.5%
25	◎	ジクロロ酢酸	0.03	mg/L以下	0.003未満	
26	◎	ジブromクロロメタン	0.1	mg/L以下	0.0014	1.4%
27	◎	臭素酸	0.01	mg/L以下	0.001未満	
28	◎	総トリハロメタン	0.1	mg/L以下	0.008	8.0%
29	◎	トリクロロ酢酸	0.03	mg/L以下	0.005	16.6%
30	◎	ブromジクロロメタン	0.03	mg/L以下	0.0031	10.3%
31	◎	ブromホルム	0.09	mg/L以下	0.0006	0.6%
32	◎	ホルムアルデヒド	0.08	mg/L以下	0.008未満	
33		亜鉛及びその化合物	1	mg/L以下	0.012	1.2%
34		アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/L以下	0.02未満	
35	○	鉄及びその化合物	0.3	mg/L以下	0.13	43.3%
36		銅及びその化合物	1	mg/L以下	0.006	0.6%
37		ナトリウム及びその化合物	200	mg/L以下	9	4.5%
38		マンガン及びその化合物	0.05	mg/L以下	0.001未満	
39	◎	塩化物イオン	200	mg/L以下	10.8	5.4%
40	○	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300	mg/L以下	84	28.0%
41		蒸発残留物	500	mg/L以下	157	31.4%
42		陰イオン界面活性剤	0.2	mg/L以下	0.02未満	
43		ジオスミン	0.00001	mg/L以下	0.000001未満	
44		2-メチルイソボルネオール	0.00001	mg/L以下	0.000001未満	
45		非イオン界面活性剤	0.02	mg/L以下	0.002未満	
46		フェノール類	0.005	mg/L以下	0.0005未満	
47	◎	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	mg/L以下	0.3	10.0%
48	◎	pH値	5.8以上 8.6以下		7.1	
49	◎	味	異常でないこと		異常なし	
50	◎	臭気	異常でないこと		異常なし	
51	◎	色度(毎日)	5	度以下	2.4	48.0%
52	◎	濁度(毎日)	2	度以下	0.2	
		遊離残留塩素(毎日)	0.1	mg/L以上		
		水温				

- 青字は毎月一回以上の頻度で水質検査を実施する項目
- ◎は省略不可項目、<朱書番号>は省略可能項目であり、概ね3ヶ月に1回の頻度で水質検査を実施する項目。(水道法施行規則)
- は石川県の指導による省略不可項目。
- 省略可能項目<朱書番号>については、過去3年間の水質検査結果において、水質基準値の1/5以上であるときは、概ね3ヶ月に1回の頻度で水質検査を実施し、水質基準値の1/5未満であるときは、概ね1年に1回の頻度で水質検査を実施し、水質基準値の1/10未満であるときは、概ね3年に1回の頻度で水質検査を実施する。
- 省略可能項目については、過去の検査結果が水質基準値の1/2を超えたことがなく、原水、水源、その周辺の状況、薬品及び資機材等の使用状況を十分考慮すれば水質検査を省略できる。また、水質検査を省略した項目は、概ね3年に1回の頻度で水質検査を行い、水道水質の状況の変化がないことを定期的に確認する。

別表1-3 東部配水区管末での水質状況

番号	省略不可	水質基準項目	基準値 R6年度	単位	①過去3年 (R4~R6)の 最高値	過去3年の 水質基準値 に対する割合
1	◎	一般細菌	100	個/ml以下	0	0.0%
2	◎	大腸菌	陰性であること		陰性	
3		カドミウム及びその化合物	0.003	mg/L以下	0.0003未満	
4		水銀及びその化合物	0.0005	mg/L以下	0.00005未満	
5		セレン及びその化合物	0.01	mg/L以下	0.001未満	
6		鉛及びその化合物	0.01	mg/L以下	0.001未満	
7		ヒ素及びその化合物	0.01	mg/L以下	0.001未満	
8		六価クロム化合物	0.02	mg/L以下	0.001未満	
9	○	亜硝酸態窒素	0.04	mg/L以下	0.004未満	
10	◎	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/L以下	0.001未満	
11	○	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/L以下	0.94	9.4%
12		フッ素及びその化合物	0.8	mg/L以下	0.05未満	
13		ホウ素及びその化合物	1	mg/L以下	0.02未満	
14		四塩化炭素	0.002	mg/L以下	0.0002未満	
15		1,4-ジオキサン	0.05	mg/L以下	0.005未満	
16		シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/L以下	0.0005未満	
17		ジクロロメタン	0.02	mg/L以下	0.0005未満	
18		テトラクロロエチレン	0.01	mg/L以下	0.0005未満	
19		トリクロロエチレン	0.01	mg/L以下	0.0005未満	
20	◎	ペルフルオロオクタン sulfonic acid (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005	mg/L以下	R8年度より項目に追加	
21		ベンゼン	0.01	mg/L以下	0.0005未満	
22	◎	塩素酸	0.6	mg/L以下	0.06	10.0%
23	◎	クロロ酢酸	0.02	mg/L以下	0.002未満	
24	◎	クロロホルム	0.06	mg/L以下	0.0005未満	
25	◎	ジクロロ酢酸	0.03	mg/L以下	0.003未満	
26	◎	ジブロモクロロメタン	0.1	mg/L以下	0.0005未満	
27	◎	臭素酸	0.01	mg/L以下	0.001未満	
28	◎	総トリハロメタン	0.1	mg/L以下	0.001未満	
29	◎	トリクロロ酢酸	0.03	mg/L以下	0.003未満	
30	◎	ブロモジクロロメタン	0.03	mg/L以下	0.0005未満	
31	◎	ブロモホルム	0.09	mg/L以下	0.0005未満	
32	◎	ホルムアルデヒド	0.08	mg/L以下	0.008未満	
33		亜鉛及びその化合物	1	mg/L以下	0.008	0.8%
34		アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/L以下	0.02未満	
35	○	鉄及びその化合物	0.3	mg/L以下	0.04	13.3%
36		銅及びその化合物	1	mg/L以下	0.007	0.7%
37		ナトリウム及びその化合物	200	mg/L以下	13	6.5%
38		マンガン及びその化合物	0.05	mg/L以下	0.001未満	
39	◎	塩化物イオン	200	mg/L以下	12.2	6.1%
40	○	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300	mg/L以下	81	27.0%
41		蒸発残留物	500	mg/L以下	159	31.8%
42		陰イオン界面活性剤	0.2	mg/L以下	0.02未満	
43		ジオキシム	0.00001	mg/L以下	0.000001未満	
44		2-メチルイソボルネオール	0.00001	mg/L以下	0.000001未満	
45		非イオン界面活性剤	0.02	mg/L以下	0.002未満	
46		フェノール類	0.005	mg/L以下	0.0005未満	
47	◎	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	mg/L以下	0.3	10.0%
48	◎	pH値	5.8以上 8.6以下		6.8	
49	◎	味	異常でないこと		異常なし	
50	◎	臭気	異常でないこと		異常なし	
51	◎	色度 (毎日)	5	度以下	0.5未満	
52	◎	濁度 (毎日)	2	度以下	0.1	5.0%
		遊離残留塩素 (毎日)	0.1	mg/L以上		
		水温				

- ・ 青字は毎月一回以上の頻度で水質検査を実施する項目
- ・ ◎は省略不可項目、< 朱書番号 >は省略可能項目であり、概ね3ヶ月に1回の頻度で水質検査を実施する項目。(水道法施行規則)
- ・ ○は石川県の指導による省略不可項目。
- ・ 省略可能項目< 朱書番号 >については、過去3年間の水質検査結果において、水質基準値の1/5以上であるときは、概ね3ヶ月に1回の頻度で水質検査を実施し、水質基準値の1/5未満であるときは、概ね1年に1回の頻度で水質検査を実施し、水質基準値の1/10未満であるときは、概ね3年に1回の頻度で水質検査を実施する。
- ・ 省略可能項目については、過去の検査結果が水質基準値の1/2を超えたことがなく、原水、水源、その周辺の状況、薬品及び資器材等の使用状況を十分考慮すれば水質検査を省略できる。また、水質検査を省略した項目は、概ね3年に1回の頻度で水質検査を行い、水道水質の状況の変化がないことを定期的に確認する。

別表2-1 水質基準52項目の基準となる検査頻度

番号	省略不可	水質基準項目	基準値 R3年度	単位	検査回数(回/年)				備考	
					原水 (水源井)	浄水 北部配水区 (管末水栓)	浄水 南部配水区 (管末水栓)	浄水 東部配水区 (管末水栓)		
1	◎	一般細菌	100	個/ml以下	12	12	12	12	病原性微生物	
2	◎	大腸菌	陰性であること		12	12	12	12		
3		カドミウム及びその化合物	0.003	mg/L以下	1	1	1	1	金属類	
4		水銀及びその化合物	0.0005	mg/L以下	1	1	1	1		
5		セレン及びその化合物	0.01	mg/L以下	1	1	1	1		
6		鉛及びその化合物	0.01	mg/L以下	1	1	1	1		
7		ヒ素及びその化合物	0.01	mg/L以下	1	1	1	1		
8	◎	六価クロム化合物	0.02	mg/L以下	1	1	1	1	無機物	
9	○	亜硝酸態窒素	0.04	mg/L以下	1	4	4	4		
10	◎	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/L以下	1	4	4	4	消毒副生成物	
11	○	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/L以下	1	4	4	4	無機物	
12		フッ素及びその化合物	0.8	mg/L以下	1	1	1	1		
13		ホウ素及びその化合物	1	mg/L以下	1	1	1	1	有機物	
14		四塩化炭素	0.002	mg/L以下	1	1	1	1		
15		1,4-ジオキサン	0.05	mg/L以下	1	1	1	1		
16		シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/L以下	1	1	1	1		
17		ジクロロメタン	0.02	mg/L以下	1	1	1	1		
18		テトラクロロエチレン	0.01	mg/L以下	1	1	1	1		
19		トリクロロエチレン	0.01	mg/L以下	1	1	1	1		
20	◎	ペルフルオロオクタン sulfon 酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン 酸(PFOA)	0.00005	mg/L以下	1	4	4	4		
21		ベンゼン	0.01	mg/L以下	1	1	1	1		消毒副生成物
22	◎	塩素酸	0.6	mg/L以下		4	4	4		
23	◎	クロロ酢酸	0.02	mg/L以下		4	4	4		
24	◎	クロロホルム	0.06	mg/L以下		4	4	4		
25	◎	ジクロロ酢酸	0.03	mg/L以下		4	4	4		
26	◎	ジブロモクロロメタン	0.1	mg/L以下		4	4	4		
27	◎	臭素酸	0.01	mg/L以下		4	4	4		
28	◎	総トリハロメタン	0.1	mg/L以下		4	4	4		
29	◎	トリクロロ酢酸	0.03	mg/L以下		4	4	4		
30	◎	ブロモジクロロメタン	0.03	mg/L以下		4	4	4		
31	◎	ブロモホルム	0.09	mg/L以下		4	4	4		
32	◎	ホルムアルデヒド	0.08	mg/L以下		4	4	4		
33		亜鉛及びその化合物	1	mg/L以下	1	1	1	1	金属類	
34		アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/L以下	1	1	1	1		
35	○	鉄及びその化合物	0.3	mg/L以下	12	12	12	12		
36		銅及びその化合物	1	mg/L以下	1	1	1	1		
37		ナトリウム及びその化合物	200	mg/L以下	1	1	1	1		
38		マンガン及びその化合物	0.05	mg/L以下	1	1	1	1	金属類	
39	◎	塩化物イオン	200	mg/L以下	12	12	12	12	その他	
40	○	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300	mg/L以下	12	12	12	12	無機物	
41		蒸発残留物	500	mg/L以下	1	4	4	4		
42		陰イオン界面活性剤	0.2	mg/L以下	1	1	1	1	有機物	
43		ジェオスミン	0.00001	mg/L以下		1	1	1		
44		2-メチルイソボルネオール	0.00001	mg/L以下		1	1	1		
45		非イオン界面活性剤	0.02	mg/L以下	1	1	1	1		
46		フェノール類	0.005	mg/L以下	1	1	1	1		
47	◎	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	mg/L以下	12	12	12	12	味覚	
48	◎	pH値	5.8以上 8.6以下		12	12	12	12	基礎的性状	
49	◎	味	異常でないこと			12	12	12		
50	◎	臭気	異常でないこと		12	12	12	12		
51	◎	色度 (毎日)	5	度以下	12	365	365	365		
52	◎	濁度 (毎日)	2	度以下	12	365	365	365		
		遊離残留塩素 (毎日)				365	365	365	水道法施工規則	
		水温			12	12	12	12		

- ・ 青字は毎月一回以上の頻度で水質検査を実施する項目
- ・ ◎は省略不可項目、<朱書番号>は省略可能項目であり、概ね3ヶ月に1回の頻度で水質検査を実施する項目。(水道法施行規則)
- ・ ○は石川県の指導による省略不可項目。
- ・ 省略可能項目<朱書番号>については、過去3年間の水質検査結果において、水質基準値の1/5以上であるときは、概ね3ヶ月に1回の頻度で水質検査を実施し、水質基準値の1/5未満であるときは、概ね1年に1回の頻度で水質検査を実施し、水質基準値の1/10未満であるときは、概ね3年に1回の頻度で水質検査を実施する。
- ・ 省略可能項目については、過去の検査結果が水質基準値の1/2を超えたことがなく、原水、水源、その周辺の状況、薬品及び資機材等の使用状況を十分考慮すれば水質検査を省略できる。また、水質検査を省略した項目は、概ね3年に1回の頻度で水質検査を行い、水道水質の状況の変化がないことを定期的に確認する。
- ・ 原水の検査は、22番～32番(消毒副生成物)と43番、44番、49番を除いた38項目を1年に1回実施する。

別表2-2 水質管理目標設定項目の検査頻度

番号	水質基準項目	目標値	単位	検査回数(回/年)		備考
				原水 (各水源井)	浄水 各配水区 (管末水栓)	
1	アンチモン及びその化合物	0.02	mg/L以下	1	-	金属類
2	ウラン及びその化合物	0.002	mg/L以下	1	-	
3	ニッケル及びその化合物	0.02	mg/L以下	1	1	
4	1,2-ジクロロエタン	0.004	mg/L以下	1	-	有機物
5	トルエン	0.4	mg/L以下	1	-	
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1	mg/L以下	1	-	
7	亜塩素酸	0.6	mg/L以下	-	-	消毒剤・消毒副生成物
8	二酸化塩素	0.6	mg/L以下	-	-	
9	ジクロロアセトニトリル	0.01	mg/L以下	-	1	
10	抱水クロラール	0.02	mg/L以下	-	1	
11	農薬類	検出値と目標値の 比の和として、1以下		別表3	-	農薬類
12	残留塩素	1	mg/L以下	-	1	消毒剤・消毒副生成物
13	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	10	mg/L以下	1	1	無機物
14	マンガン及びその化合物	0.01	mg/L以下	1	-	金属類
15	遊離炭酸	20	mg/L以下	1	1	無機物
16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	mg/L以下	1	-	有機物
17	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02	mg/L以下	1	-	
18	有機物等(過マンガン 酸カリウム消費量)	3	mg/L以下	1	1	その他
19	臭気強度(TON)	3	以下	1	1	
20	蒸発残留物	30以上200以下	mg/L	1	1	無機物
21	濁度	1	度以下	1	1	その他
22	pH値	7.5	程度	1	1	
23	腐食性(ランゲリア指数)	-1以上極力0		1	1	
24	従属栄養細菌	2000	個/1ml以下	1	1	微生物
25	1,1-ジクロロエチレン	0.1	mg/L以下	1	-	有機物
26	アルミニウム及びその化合物	0.1	mg/L以下	1	1	金属類

別表2-3 管理有用項目(原水の汚染の程度を表す項目)の検査頻度

番号	水質基準項目	参考値	単位	検査回数(回/年)	備考
				原水 (各水源井)	
1	浸食性遊離炭酸	20	mg/L以下	1	
2	大腸菌(E. Coli)	陰性であること	陰性・陽性	4	
3	嫌気性芽胞菌	陰性であること	陰性・陽性	4	

別表3 農薬類(水質管理目標設定項目)の検査頻度

番号	水質基準項目	下限値	単位	検査回数(回/年)	備考
				原水 (水源井)	
1	2,4-D(2,4-PA)	0.0002	mg/L以下	1	除草
2	エトフェンプロックス	0.0008	mg/L以下	1	殺虫・殺菌
3	オキサジクロメホン	0.0002	mg/L以下	1	除草
4	カルタップ	0.003	mg/L以下	1	殺虫・殺菌
5	キノクラミン(ACN)	0.00005	mg/L以下	1	除草
6	グリサホート	0.02	mg/L以下	1	除草
7	グルホシネート	0.0002	mg/L以下	1	除草
8	クロタロニル(TPN)	0.0005	mg/L以下	1	殺虫・殺菌
9	ジウロン(DCMU)	0.0002	mg/L以下	1	除草
10	ジクロベニル(DBN)	0.0003	mg/L以下	1	除草
11	ジクワット	0.00005	mg/L以下	1	除草
12	シハロホップブチル	0.00006	mg/L以下	1	除草
13	テフリルトリオン	0.00002	mg/L以下	1	除草
14	トリシクラゾール	0.001	mg/L以下	1	殺虫・殺菌
15	バラコート	0.00005	mg/L以下	1	除草
16	ピラクロニル	0.0001	mg/L以下	1	除草
17	ピラゾリネート(ピラゾレート)	0.0002	mg/L以下	1	除草
18	フェリムゾン	0.0005	mg/L以下	1	殺虫・殺菌
19	フサライド	0.001	mg/L以下	1	殺虫・殺菌
20	プレチラクロール	0.0005	mg/L以下	1	除草
21	プロベナゾール	0.0005	mg/L以下	1	殺虫・殺菌
22	ベノミル	0.0002	mg/L以下	1	殺虫・殺菌
23	ベンタゾン	0.002	mg/L以下	1	除草
24	メタラキシル	0.0006	mg/L以下	1	殺虫・殺菌
25	メミノストロビン	0.0004	mg/L以下	1	殺虫・殺菌

- ・農薬類の検査項目については、白山石川営農推進協議会「営農のてびき」に基づき、使用される農薬類の項目とする
- ・検査時期については「除草剤」及び「殺虫・殺菌剤」の検出されやすい時期とする。
- ・「除草剤」に該当する項目は7月に検査を行う。
- ・「殺虫・殺菌剤」に該当する項目は9月に検査を行う。
- ・採水対象箇所は、周囲に田がある5号水源、9号水源、12号水源、13号水源とする。

別図 1 野々市市水道事業水質検査実施箇所図

